Ⅱ相談機関·窓口

相談機関		電話番号	FAX番号	相談時間
札幌市配偶者暴力相談センター		011-728-1234	011-738-1231	月~金 8:45~20:00 土日祝 11:00~17:00
札幌市各区 保健福祉部 健康・子ども課	中央	011-205-3354	011-218-5600	月~金 8:45~17:15
	北	011-757-2563	011-757-1187	
	東	011-711-3215	011-711-3217	
	白石	011-861-0336	011-864-2050	相談職員がいる時間 月~金 9:45~16:30
	厚別	011-895-2499	011-895-5922	
	豊平	011-822-2473	011-822-4111	
	清田	011-889-2051	011-889-2405	
	南	011-522-5780	011-582-4564	
	西	011-621-4242	011-641-0392	
	手稲	011-688-8597	011-681-1723	
札幌市市民文化局 男女共同参画室		011-211-3333 (相談専用電話)	011-218-5164	月~金 8:45~17:15
北海道立女性相談援助センター		011-666-9955		月~金 9:00~17:00 17:30~20:00 土日祝 9:00~17:00
北海道道民生活課		011-221-6780		月~金 9:00~17:00
石狩振興局環境生活課		011-232-4760		月~金 9:00~17:00
北海道警察本部相談センター		011-241-9110(または#9110)		24時間対応(相談電話)
女性の人権ホットライン		0570-070-810		月~金 8:30~17:15
法テラス札幌		0570-078-388 IP電話の方は050-3383-5555		月~金 9:00~17:00
女のスペース・おん		011-219-7011		月~金 10:00~17:00
札幌弁護士会法律相談センター		011-251-7730(予約電話)		月~金 9:00~12:00 13:00~16:00

緊急に避難したいときは

- ■月~金(8:45~17:15)は、最寄りの区役所の健康・子ども課へ相談してください。
- ■身に危険が迫っているときは、110番するか、最寄りの警察署等に助けを求めてください。

とっさの場合に持ち出すもの

現金(常に身につけておく)、本人名義の預金通帳と印鑑、キャッシュカード、健康保険証またはそのコピー、運転免許証などの身分証明書、母子手帳、年金手帳、常備薬、処方箋、家の鍵、携帯電話、外国籍の場合はビザ・バスポート、調停や裁判での証拠類(診断書、写真、日記、記録など)、子どもの教科書、着替えなど

デートDVなどについて 知りたいときは ティーンズ・ナビさっぽろ http://teens-sapporo.jp (スマートフォン対応)

発行:札幌市市民文化局男女共同参画室

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 TEL:011-211-2962 FAX:011-218-5164 E-mail:danjo@city.sapporo.jp URL:https://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/ 令和4年3月



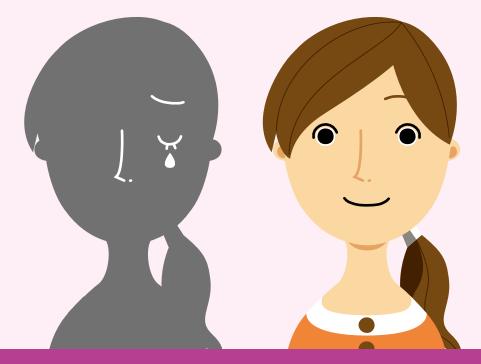
DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です!

STOP! DV DOMESTIC VIOLENCE

ドメスティック

バイオレンス

配偶者等からの暴力に 悩んでいませんか?



札幌市

DV(ドメスティック・バイオレンス) とは?

DVとは、配偶者やパートナーなどの「親密な関係」にある(あった)人からの暴力で、殴る、けるなどの身体に対するものだけではありません。 あらゆる暴力を用いて、相手を支配しようとする行為をいいます。

身体的暴力

- ●殴る・ける・たたく
- ●物を投げ付ける
- 首を絞める
- ●突き飛ばす など

精神的暴力

- ●大声でどなる、暴言を吐く
- ●殴るまねなどで脅す
- ●無視する
- 説教をする、ばかにするなど

社会的暴力

- ●行動を監視する
- ●親戚や友人などとの付き合いを制限する
- ●電話やメールの内容を チェックする など

性的暴力

- 性行為を強要する
- ●避妊に協力しない
- ●無理やりポルノを見せる など

経済的暴力

- ●生活費を渡さない
- ●生活費の使い道を細かく 管理する
- ●外で働くことを禁じる
- ●借金をさせる など

子どもを利用した暴力

- ●子どもの前で暴力を振る う
- ●子どもに悪口を言う
- ●子どもを傷付けると言って容す など

DV (domestic violence) は直訳すると、「家庭内暴力」となりますが、このパンフレットでは、配偶者等からの暴力の意味で使用しています。

※配偶者等:配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者

「束縛」を「愛情」だと思っていませんか

学生など、主に若い人たちの間で交際相手から振るわれる上記のような暴力は、「デートDV」と呼ばれます。相手のことを自分の思いどおりにしようとする行為であり、顔色を気にして怒らせないようにしたり、いつも自分の気持ちを言えないのなら、二人は対等な関係とはいえません。

IIDVに関する疑問

Q DV って夫婦げんかと同じじゃないの?

▲ DVとけんかは違います。けんかは、お互いが対等の立場で意見をぶつけ合う 一時的なものですが、DVはどちらかから一方的に継続して振るわれる暴力で、 その間には支配と従属の関係があります。暴力を受けている立場の弱い人は自 分の意見を言うことができず、何をするにも相手の許可を必要とし自由があり ません。

Q ごく一部の人たちの間で起こることじゃない?

▲ 国の調査では、女性の25.9%、男性の18.4%が配偶者等から暴力を受けたことがあると回答しています。この中で何度も暴力を受けたことがある人は女性が10.3%、男性が4.0%となっています。

Q 加害者は誰にでも暴力を振るう人なんじゃないの?

▲ 加害者は職業や学歴、年齢などに関係なく、決まったタイプはありません。誰に対しても粗暴な態度を取る人もいますが、職場や友人の間では明るくて人当たりがよく、暴力を振るうように見えない人もいます。

● 暴力を振るわれる人にも問題があるんじゃない?

A 加害者は自分の行為を正当化しますが、どのような場合であっても暴力を振る われていい人はひとりもいません。信頼している人からの暴力は人の心を傷つ け、気持ちを混乱させます。被害者はその混乱の中で、恐怖によって相手に支 配されていってしまうのです。被害者ではなく、加害者に問題があるのです。

Q 別れればいいと思うんだけど…?

▲ 被害者は今後の生活や子どものことを考えたり、別れようとするとさらに暴力を振るわれると思ったりして、ずっと悩んでいます。また、暴力を振るわれ続けることによって自分に自信がなくなったり、相手も反省していつかは暴力を振るわなくなるかもしれないと期待することもあったりするので、なかなか決断できません。

01 | STOP! DOMESTIC VIOLENCE STOP! DOMESTIC VIOLENCE | 02

IDVの影響

被害者への影響

暴力が被害者の身体や心へ与える影響ははかり知れません。

身体に対する暴力は、骨折やあざ、切り傷など身体を傷付け、場合によっては 後遺症が残ったり、生命に危険が及ぶようなこともあります。

また、暴力を振るわれることで、恐怖や不安、孤独、

絶望を感じるなど、精神的にも大きな影響があり

ます。被害者の中には、不眠やうつ状態

PTSD*(心的外傷後ストレス障害)などになり、心の健康を害してしまう人もいます。 PTSDになると、体験した暴力が繰り返し思い出され、強烈な恐怖心がわき起こってくるなどして、日常生活にも支障が出ることがあります。

%PTSD:post-traumatic stress disorder



子どもへの影響

子ども自身が直接危害を加えられていなくても、暴力の場面を日常的に目撃 することは、子どもにとって大きな衝撃であり、心身の発達に有害な影響を及ぼ します。

児童虐待防止法では、家庭内におけるDVの目撃や、児童に著しい心理的外傷

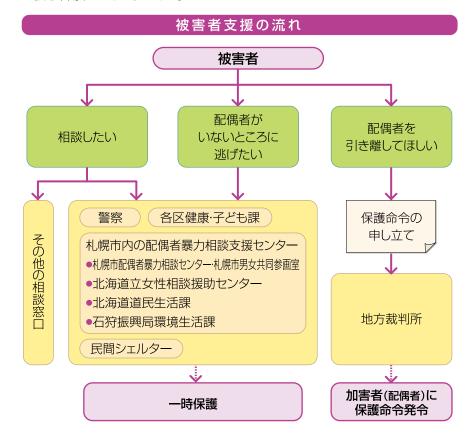
を与える言動などは、児童虐待に当たるとされています。

「子どものために、自分ががまんすればよい」と思っても、DVのある家庭の子どもは、いつも暴力におびえ、不安感を持ちながら生活せざるを得ません。感情表現や問題解決の手段として暴力を振るうようになったり、落ちつきがなくなって学業に支障が出たりすることもあります。また、子ども自身が身体的虐待を受けているケースも見られます。



配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するために平成13年に制定された法律です。この法律に基づいて、被害者支援のため、さまざまな取組が行われています。

※平成25年の改正で、「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力被害についても、 法を準用することになりました。



※配偶者暴力相談支援センターとは

配偶者暴力相談支援センターは、「配偶者暴力防止法」に基づき、各都道府県の婦人相談所などに設置されており、被害者からの相談を受け付けて、助言や情報提供などを行っています。必要に応じて、暴力から逃れたい被害者を一時的に保護するところもあります。

03 | STOP! DOMESTIC VIOLENCE STOP! DOMESTIC VIOLENCE | 04

▋保護命令制度

「配偶者暴力防止法」において、被害者の生命または身体の安全を確保する ために設けられた制度です。

保護命令の要件

身体に対する暴力を受けた者 生命等に対する脅迫を受けた者 さらなる配偶者等からの身体に対す る暴力により、牛命または身体に重大 な危害を受けるおそれが大きいとき (離婚後も暴力が続く場合は、元配偶者も対象)

保護命令の種類

接近禁止命令

加害者に対し、被害者等の身辺につ きまとい、住居、勤務先等の付近を はいかいすることを禁止するもの

《対象者》

- ○被害者・その同居する未成年の子
- ○危害を被るおそれがある被害者の親族・ 知人等(親族・知人等の了承が必要)

退去命令

加害者に対し、被害者とともに生活 の本拠としている住居から退去し、 その住居の付近をはいかいしては ならないことを命令するもの

禁止期間は6か月

禁止期間は2か月

接近禁止命令と併せて以下の電話等禁止命令も申し立てることができます。

雷話等禁止命令

●面会の要求 ●行動の監視に関する事項を告げること等 ●著しく粗野・乱暴な言動 ●無言電話。 ての電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く) ●夜間(午後10時~午前6時)の電話・ ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く)●汚物・動物の死体等著しく不快または嫌悪の情を 催させる物の送付等 ●名誉を害する事項を告げること等 ●性的しゅう恥心を害する事項を告げること等ま たは性的しゅう恥心を害する文書・図画の送付等

禁止期間は6か月 ※対象者は被害者本人のみです。

これらの命令に違反すると1年以下の懲役または 100万円以下の罰金が科せられます。

∥保護命令の申し立て手続き



地方裁判所 主に以下のいずれかを管轄する

地方裁判所

●相手方の住所 ●自分の住所ま たは居所 ●暴力が行われた場所



保護命令発令

申し立て

暴力を受けた状況やさらなる身体に対する暴力により危害を受けるおそれがある事情、配 偶者暴力相談支援センターや警察への相談事実などを記載した申立書を作成し、その他 必要書類とともに提出します。

※申立書の様式は地方裁判所によって異なります。申し立てを行う際は、各地方裁判所へご相談ください。

∥相談されたら…

- 「あなたは悪くない」「よく相談して くれたね」という態度で、話を最後 までじっくり聞いてください。
- 「どうして殴られたの」「別れればい いのにしなどと、被害者を責めるよ うな言い方をしないでください。
- 被害者の暴力体験を興味本位に聞 き出したり、他言したりしないでく ださい。
- このパンフレットに掲載されている 相談機関に連絡するようにアドバ イスしてください。



05 | STOP! DOMESTIC VIOLENCE STOP! DOMESTIC VIOLENCE | 06